

アプリケーションサービス利用規約【現改比較表】 2022年03月31日時点

～2022年03月30日

2022年03月31日～

アプリケーションサービス利用規約

実施 平成18年10月11日

第1章 総則

(定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
3 提携事業者	ASPサービスとの協業提携に係る契約を当社と締結している者
5 統合VPNサービス	当社の電気通信サービスであって別記に掲げるもの
6 Universal Oneサービス	当社がUniversal Oneサービス契約約款（第1編）によって提供する電気通信サービス
7 Universal One代表契約者	当社とUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定する代表契約を締結している者
8 ASP接続サービス	ASPサービスであって、統合VPNサービスに対して、当社の設置する電気通信設備を介してASP利用サービス及び提携サービス（当社又は提携事業者が提供するサービスであって当社が別に定めるものをいいます。以下、同じとします。）と接続することができる機能を提供する電気通信サービス（注）当社は、当社が別に定める提携サービスを、ASP接続契約の申込みをする者及びASP接続契約者に開示しません。
11 ASP接続契約	当社からASP接続サービスの提供を受けるための契約
12 ASP接続契約者	当社とASP接続契約を締結している者

第2章 サービスの種類等

(ASPサービスの種類)

第6条 ASPサービスには、次に掲げるサービスの種類があります。

- (1) [ASP接続サービス](#)

第3章 契約

アプリケーションサービス利用規約

実施 平成18年10月11日

第1章 総則

(定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
3 削除	削除
5 削除	削除
6 削除	削除
7 削除	削除
8 削除	削除
11 削除	削除
12 削除	削除

第2章 サービスの種類等

(ASPサービスの種類)

第6条 ASPサービスには、次に掲げるサービスの種類があります。

- (1) [削除](#)

第3章 契約

アプリケーションサービス利用規約【現改比較表】 2022年03月31日時点

～2022年03月30日

2022年03月31日～

(ASP契約の単位等)

第7条 ASP契約の単位は、次のとおりとします。

(1) ASP接続契約の場合

当社は、1の統合VPNサービスに係る1のグループにつき1のASP接続契約を締結します。この場合、ASP接続契約者は、1のASP接続契約につき1人とします。

(2) (略)

2 ASP接続契約者は、統合VPNサービスに係るグループの代表契約者等(当社に届け出た者に限ります。以下、同じとします。)と同一の者に限ります。

(ASP契約申込の承諾)

第9条 当社は、ASP契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定に関わらず、次の場合には、そのASP契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) ASP接続契約の申込みをした者が、接続しようとする統合VPNサービスに係るグループの代表契約者等(当社に届け出た者に限ります。)と同一の者とならないとき。

(2) ASP接続契約の申込みをした者が、そのASP接続サービスを経由して利用するASP利用サービスに係る契約者の承諾を得られないとき。

(3) ASP利用契約の申込みをした者が、その経由するASP接続サービスに係る契約者又はその経由するUniversal Oneサービスに係るUniversal One代表契約者の承諾を得られないとき。

(5) ASP契約の申込みをした者が、ASPサービス、統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(6) ASP契約の申込みをした者が、ASPサービス、統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(ASP契約に基づく権利の譲渡)

第12条 ASPサービスに係る利用権(ASP契約者がASP契約に基づいてASPサービスの提供を受ける権利をいいます。以下「ASP利用権」といいます。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

3 当社は、前項の規定によりASP利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) ASP利用権(ASP接続サービスに係るものに限ります。)を譲り受けようとする者が、接続しようとする統合VPNサービスに係るグループの代表契約者等(当社に届け出た者に限ります。)と同一の者とならないとき。

(ASP契約の単位等)

第7条 ASP契約の単位は、次のとおりとします。

(1) 削除

(2) (略)

(ASP契約申込の承諾)

第9条 当社は、ASP契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定に関わらず、次の場合には、そのASP契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

(5) ASP契約の申込みをした者が、ASPサービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(6) ASP契約の申込みをした者が、ASPサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(ASP契約に基づく権利の譲渡)

第12条 ASPサービスに係る利用権(ASP契約者がASP契約に基づいてASPサービスの提供を受ける権利をいいます。以下「ASP利用権」といいます。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

3 当社は、前項の規定によりASP利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 削除

アプリケーションサービス利用規約【現改比較表】 2022年03月31日時点

～2022年03月30日	2022年03月31日～
<p>(2) ASP利用権（ASP接続サービスに係るものに限り、）を譲り受けようとする者が、そのASP接続サービスを經由して利用するASP利用サービスに係る契約者の承諾を得られないとき。</p> <p>(3) ASP利用権（ASP利用サービスに係るものに限り、）を譲り受けようとする者が、その經由するASP接続サービスに係る契約者又はその經由するUniversal Oneサービスに係るUniversal One代表契約者の承諾を得られないとき。</p> <p>(4) ASP利用権を譲り受けようとする者が、ASPサービス、統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(5) ASP利用権を譲り受けようとする者が、ASPサービス、統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>4 ASPサービスに係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。</p> <p style="margin-left: 20px;">（当社が行うASP契約の解除）</p> <p>第14条 当社は、ASP契約者が次のいずれかに該当するときは、そのASP契約の解除をすることがあります。</p> <p>(1) 第19条（利用停止）の規定によりASPサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスの契約の解除があったとき。</p> <p>第5章 利用中止等</p> <p style="margin-left: 20px;">（利用停止）</p> <p>第19条 当社は、ASP契約者が次のいずれかに該当するときは、ASPサービスの利用を停止する<u>事</u>があります。</p> <p>(2) 統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスに係る料金の支払いがないとき。</p> <p>(5) 前4号のほか、本規約に反する行為であって、ASPサービス、統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>第6章 料金等</p>	<p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) ASP利用権を譲り受けようとする者が、ASPサービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(5) ASP利用権を譲り受けようとする者が、ASPサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>4 ASPサービスに係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、ASP契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。</p> <p style="margin-left: 20px;">（当社が行うASP契約の解除）</p> <p>第14条 当社は、ASP契約者が次のいずれかに該当するときは、そのASP契約の解除をすることがあります。</p> <p>(1) 第19条（利用停止）の規定によりASPサービスの利用を停止されたASP契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 削除</p> <p>第5章 利用中止等</p> <p style="margin-left: 20px;">（利用停止）</p> <p>第19条 当社は、ASP契約者が次のいずれかに該当するときは、ASPサービスの利用を停止する<u>こと</u>があります。</p> <p>(2) 削除</p> <p>(5) 前4号のほか、本規約に反する行為であって、ASPサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>第6章 料金等</p>

アプリケーションサービス利用規約【現改比較表】 2022年03月31日時点

～2022年03月30日

2022年03月31日～

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第23条 ASP接続契約者は、そのASP契約に基づいて当社がASPサービスの提供を開始した日から起算して、ASP契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料金の支払いを要します。

2～8 (略)

第7章 損害賠償等

(責任の制限)

第29条 当社は、ASPサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのASPサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の逸失利益、派生損害等を除く通常の損害を賠償します。

(免責)

第30条 当社は本規約で特に定める場合若しくは当社の故意又は重大な過失による場合を除き、ASP契約者に係る損害を賠償しないものとし、ASP契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、ASP契約者は、ASPサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

4 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます

(ASP契約者の義務)

第33条 ASP契約者は、次のことを守っていただきます。

(7) その他、法令、規約若しくは公序良俗に反する行為、ASPサービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

2 ASP契約者は、前項の規定に違反してASPサービスに係る当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(ASP契約者に対する通知)

第34条 ASP契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

第2節 料金等の支払義務

第23条 削除

2～8 (略)

第7章 損害賠償等

(責任の制限)

第29条 当社は、ASPサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのASPサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、そのASP契約者の逸失利益、派生損害等を除く通常の損害を賠償します。

(免責)

第30条 当社は本規約で特に定める場合若しくは当社の故意又は重大な過失による場合を除き、ASP契約者に係る損害を賠償しないものとし、ASP契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、ASP契約者は、ASPサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

4 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(ASP契約者の義務)

第33条 ASP契約者は、次のことを守っていただきます。

(7) その他、法令、規約若しくは公序良俗に反する行為、ASPサービスの運営を妨害する行為、当社の信用をき損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

2 (略)

(ASP契約者に対する通知)

第34条 ASP契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

アプリケーションサービス利用規約【現改比較表】 2022年03月31日時点

～2022年03月30日

2022年03月31日～

(1) ASPサービスを掲載した当社のWEBサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、ASP契約者に対する通知が完了したものとします。

(当社の知的所有権)

第35条 ASPサービスの提供に関連して当社がASP契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、ASPサービスの仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条までの権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

2 ASP契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

別記

1 統合VPNサービス

当社が提供する統合VPNサービスは次表に掲げる当社の電気通信サービスであって、当社が別に定めるものとします。

契約約款の名称	サービスの名称
<u>Universal Oneサービス契約約款</u>	第2編 <u>VPNサービス</u>
	第3編 <u>VPNサービス</u>
	第6編 <u>クローズドコンピュータ通信網サービス</u>

(注) 当社は、当社が別に定める電気通信サービスを、ASP接続契約の申込みをする者及びASP接続契約者に開示します。

3 ASP契約者の氏名等の変更の届出

(3) 前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

料金表

通則

(料金等の請求)

11 当社は、ASPサービスの料金等をASP契約者に係る統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスの料金等と併せて請求することがあります。

第1表 料金

第1 利用料金

2 料金額

2-1 ASP接続サービスに係るもの

月額

(1) ASPサービスを掲載した当社のWebサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、ASP契約者に対する通知が完了したものとします。

(当社の知的所有権)

第35条 ASPサービスの提供に関連して当社がASP契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、ASPサービスの仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条までの権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 ASP契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

(4) (略)

別記

1 削除

3 ASP契約者の氏名等の変更の届出

(3) 前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

料金表

通則

11 削除

第1表 料金

第1 利用料金

2 料金額

2-1 削除

アプリケーションサービス利用規約【現改比較表】 2022年03月31日時点

～2022年03月30日

2022年03月31日～

区分	単位	料金額
ASP接続サービス	1の契約ごとに	二

第2表 工事に関する費用

1 適用

区分	内容				
(2) 工事費の適用	工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア ASP接続サービス工事費</td> <td style="text-align: center;">ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	ア ASP接続サービス工事費	ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。
区分	内容				
ア ASP接続サービス工事費	ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。				
(4) 割増工事費の適用	当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の本サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

2 工事費の額

[ASP接続サービスの利用の開始](#)、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更、付加機能の廃止又はその他の契約内容の変更に関する工事

区別	単位	工事費の額
ア ASP接続サービスに係る工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)

第2表 工事に関する費用

1 適用

区分	内容				
(2) 工事費の適用	工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 削除</td> <td style="text-align: center;">削除</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	ア 削除	削除
区分	内容				
ア 削除	削除				
(4) 割増工事費の適用	当社は、 ASP 契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の ASP サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

2 工事費の額

付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更、付加機能の廃止又はその他の契約内容の変更に関する工事

区別	単位	工事費の額
ア 削除	削除	削除

[附則（令和4年3月17日 DPSサ第00896639号）](#)
この改正規定は、令和4年3月31日から実施します。